

平成 2 5 年舟形町議会
第 3 回臨時会々議録

舟形町議会

平成25年舟形町議会第3回臨時会々議録

招集年月日 平成25年5月1日
招集の場所 舟形町議会議場
開 会 5月1日 午後1時40分 議長宣言
応招議員

1番	佐藤 勇	6番	野尻 益夫
2番	奥山 謙三	7番	叶内 富夫
3番	斎藤 好彦	8番	八 欽 太
4番	佐藤 広幸	9番	加藤 憲彦
5番	大場 清之	10番	信夫 正雄

不応招議員 ナシ
出席議員 応招議員と同じ
欠席議員 ナシ

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	まちづくり課長	中山 進
会計管理者	矢作 めぐみ	地域整備課長	矢野 正
総務課長	高橋 剛	総務課財政管財班長	小野 芳喜
税務福祉課	高橋 明彦	教 育 長	齊藤 涉
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	有路 正文	教育委員会次長	伊藤 幸一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 沼澤 繁夫 主 任 大場 由美子

町長提出の議案の題目

No.	件 名
1	承認第1号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認
2	承認第2号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての先決処分の承認
3	報告第1号 平成24年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告
4	議案第39号 舟形町監査委員の選任

議員提出の議案の題目

No.	件 名
1	発議第6号 議会広報編集特別委員会の設置

議 事 日 程 別紙配布のとおり

会議録署名議員の氏名 議長は会議録署名議員に次の者を指名した。

4番 佐藤 広幸 8番 叶内 富夫

平成25年5月1日(水)
平成25年第3回臨時会第1日目
午後1時40分開議 欠席者なし

議長： 只今の出席議員数は10名です。定足数に達しております。只今から平成25年第3回臨時会を開会致します。直ちに会議を開きます。

日程第1

議長： 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により議長が指名します。4番佐藤広幸君、8番叶内富夫君の両名を指名します。

日程第2

議長： 日程第2 会期の決定についてお諮り致します。

8番： 会期の日程については本日1日限りでお願い致します。

議長： 只今8番議員より会期は本日1日限りとの発言がございました。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって会期は1日とすることに決定致しました。

日程第3

議長： 日程第3 諸般の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第4

議長： 日程第4 議員派遣の報告についても議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第5

議長： 日程第5 議長の辞職願について議題とします。

お諮りします。この案件は、私の一身上に関する事件でありますので、一時退場します。法第106条により議長の職務を副議長に行って頂くことにご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって副議長に議長の職務を行って頂くことに決定致しました。それでは、副議長と交替致します。

副議長： 暫時の間、議長の職務を行いますので、宜しくお願ひします。

会議を続行します。議長の辞職願が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

事務局： 辞職願。今般、一身上の都合により舟形町議会議長の職を辞したいので、地方自治法108条の規定により議会の許可を得られるよう、お取り計らい願ひします。平成25年5月1日。舟形町議会副議長八鍬太様。舟形町議会議長 信夫正雄。

副議長： お諮りします。信夫正雄議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって議長の辞職を許可することに決定致しました。

信夫正雄議員の入場を許可致します。

信夫正雄議員に申し上げます。議長の退場中に、議長の辞職願が許可されましたので、申し伝えます。

ここで、追加日程があります。会議を閉じ暫時休憩します。(13:45)

副議長： それでは、会議を再開します。(13:46)

ここで、日程の追加についてお諮りします。お手元に配布しました議事案件を本日の日程に追加したいと思ひます。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。従って、本日の日程に追加することに決定致しました。

追加1 日程第1

副議長： 追加1 日程第1 議長の選挙を行います。選挙は投票により行ひます。議場の出入り口を閉鎖します。

只今の出席議員数は10名であります。次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番斎藤好彦君、4番佐藤広幸君を指名します。

次に投票用紙を配布します。

念のために申し上げます。投票は単記、無記名であります。投票用紙の配布漏れはありませんか。

(無しの声)

配布漏れ無しと認めます。

次に投票箱を点検させます。投票箱を点検して下さい。

異常無しと認めます。只今から、投票を行います。事務局長の点呼に応じて、順次投票願います。点呼を命じます。

事務局長： それでは、投票順にお呼びします。宜しく願います。

1番 佐藤勇議員、2番 奥山謙三議員、3番 斎藤好彦議員、4番 佐藤広幸議員、5番 加藤憲彦議員、6番 大場清之議員、7番 野尻益夫議員、8番 叶内富夫議員、10番 信夫正雄議員、9番 八鍬太議員は、議長席で願います。

副議長： それでは、順次投票をお願いします。

それでは、投票漏れはありませんか。

(無しの声)

投票漏れ無しと認めます。

開票立会人として、斎藤好彦君、佐藤広幸君の立会いを求めます。演壇まで願います。

それでは、開票を始めます。

それでは、選挙の結果を報告します。投票総数10票、内、有効投票数9票、無効投票数1票、有効投票数中、信夫正雄君6票、八鍬太君3票、以上の通りです。この選挙の法定得票数は3票です。従って、信夫正雄君が議長に当選されました。

議長の閉鎖を解きます。

只今、議長に当選されました、信夫正雄君が議場に居られます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。信夫正雄君は議長席で就任のご挨拶をします。これで私の議長の職務は全部終了致しました。ご協力有難うございました。

議長： 只今の選挙に寄りまして、これから2年間、また議長を務めさせて頂くことになりました信夫でございます。今までも、大変皆さん方にはお世話になり、ご協力を頂きました。これからも、変わらない皆様のご支援、ご協力を頂きまして、これから先、価値ある議会運営のためにご協力を頂きたいと思えます。私も一生懸命、頑張っ参りますので、宜しく願ひ致します。簡単ではございますけれども、当選の挨拶に変えさせて頂きます。有難うございました。

それでは、ここで5分程度休憩を致します。議員控え室の方で休憩をお願い致します。(13:58)

議長： それでは会議を再開します。(14:02)

日程第6

議長： 日程第6 副議長の辞職願について議題とします。

お諮りします。この案件は、議員の一身上に関する事件でありますので、法第106条により八鍬太君の一時退場を求めます。

それでは、会議を続行します。副議長の辞職願が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

事務局： 辞職願。今般、一身上の都合により舟形町議会副議長の職を辞したいので、地方自治法108条の規定により議会の許可を得られるよう、お取り計らい願います。平成25年5月1日。舟形町議会議長 信夫正雄様。舟形町議会副議長 八鍬太。

議長： お諮りします。八鍬太君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって八鍬太副議長の辞職を許可することに決定致しました。

八鍬太君の入場を許可致します。

八鍬太君に申し上げます。あなたが退場中に、副議長の辞職願が許可されましたので、申し伝えます。

それではここで、追加日程がありまので、暫時休憩します。(14:05)

議長： それでは、会議を再開します。(14:05)

ここで、日程の追加についてお諮りします。お手元に配布しました議事案件を本日の日程に追加したいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。従って、本日の日程に追加することに決定致しました。

追加2日程第1

議長： 追加2日程第1 副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉めます。

只今の出席議員数は10名であります。次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に斎藤好彦君、佐藤広幸君を指名します。

次に投票用紙を配布させます。

念のために申し上げます。投票は単記、無記名であります。投票用紙の配布漏れはありませんか。

(無しの声)

配布漏れ無しと認めます。

投票箱を点検させます。投票箱を点検して下さい。

異常無しと認めます。只今から、投票を行います。事務局長の点呼に応じて、順次投票願います。点呼を命じます。

事務局長： それでは、投票順にお呼びします。宜しくお願いします。

1番 佐藤勇議員、2番 奥山謙三議員、3番 斎藤好彦議員、4番 佐藤広幸議員、5番 加藤憲彦議員、6番 大場清之議員、7番 野尻益夫議員、8番 叶内富夫議員、9番 八鍬太議員、10番 信夫正雄議員は、議長席でお願いします。

議長： それでは、順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(無しの声)

投票漏れ無しと認めます。投票を終了します。

開票立会人として、斎藤好彦君、佐藤広幸君の立会いを求めます。演壇までお願いします。

それでは、開票を始めます。

それでは、選挙の結果を報告します。投票総数10票、内、有効投票数9票、無効投票数1票、有効投票中、加藤憲彦君5票、叶内富夫君4票、以上の通りです。この選挙の法定得票数は3票です。従って、加藤憲彦君が副議長に当選されました。

副議長の閉鎖を解きます。

只今、副議長に当選されました、加藤憲彦君が議場に居られます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。加藤憲彦君は当選承諾及び就任のご挨拶をお願いします。演壇でお願いします。

副議長： 只今、副議長という大役でありますけれども、議長を補佐し、一生懸命頑張っていきたいと思えます。皆さんのご協力、そして、ご主義宜しくお願ひしたいと思えます。有難うございます。

議長： それでは、ここで20分程度休憩致します。(14:17)

議長： それでは、休憩前に復し会議を再開致します。(14:44)

追加2日程第2

議長： 追加2日程第2 議席の変更は、会議規則第3条3項により議長が行います。各議員の氏名と議席の番号を事務局に朗読させます。

事務局長： 1番 佐藤勇議員、2番 奥山謙三議員、3番 斎藤好彦議員、4番 佐藤広幸議員、5番 大場清之議員、6番 野尻益夫議員、7番 叶内富夫議員、8番 八鍬太議員、9番 加藤憲彦議員、10番 信夫正雄議員。以上です。

議長： それでは、只今朗読した通り議席を変更致します。

暫時、休憩致します。(14:45)

議長： それでは会議を再開致します。(14:46)

日程第7

議長： 日程第7 各常任委員会委員の選任を行います。常任委員会委員の選任については、舟形町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思います。

お諮り致します。最初に、総務振興常任委員会には、信夫正雄君、叶内富夫君、大場清之君、斎藤好彦君、佐藤勇君の5名を氏名致します。次に、文教民生常任委員会には、八鍬太君、野尻益夫君、加藤憲彦君、佐藤広幸君、奥山謙三君の5名を指名します。

以上、2 常任委員会委員を指名しましたが、ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって、只今指名しました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定致しました。

ここで、各常任委員会の正副委員長の互選の為休憩し、各常任委員会を招集します。

休憩します。(14:47)

事務局： 事務局より申し上げます。総務振興常任委員会は議員控え室、文教民生常任委員会の方は議長室の方にお集まりをお願いします。

議長： 休憩前に復し会議を再開します。(14:59)

先程、各常任委員会から委員長及び副委員長について報告がありましたので、私の方から報告致します。

総務振興常任委員会委員長に叶内富夫君、副委員長に斎藤好彦君です。文教民生常任委員会委員長に野尻益夫君、副委員長に奥山謙三君です。以上、各常任委員会委員長並びに副委員長が互選により決まりました。

日程第 8

議長： 日程第 8 議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員会委員の選任については、舟形町議会委員会条例第 7 条第 4 項に規定により議長が指名したいと思います。

お諮りします。議会運営委員会には、八鍬太君、叶内富夫君、野尻益夫君、大場清之君の 4 名を指名します。

ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。よって、只今指名致しました諸君をそれぞれの議会運営委員会委員に選任することに決定しました。ここで、議会運営委員会の正副委員長の互選の為休憩し、議会運営委員会を召集します。

休憩します。(15:00)

事務局： 事務局から申し上げます。運営委員の方は議長室の方へお集まり下さい。

議長： 休憩前に復し会議を再開します。(15:06)

先程、議会運営委員会から委員長及び副委員長について報告がありましたので、私の方から報告致します。委員長に八鍬太君、副委員長に大場清之君です。以上、議会運営委員長並びに副委員長が互選により決まりました。

日程第 9

議長： 日程第 9 発議第 6 号 議会広報編集特別委員会の設置について議題と致します。

前広報委員長の加藤憲彦君より朗読をお願いします。

前広報委員長： 発議第 6 号 舟形町議会広報編集特別委員会の設置について。上記に関し、別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により提出します。平成 25 年 5 月 1 日。提出者 舟形町議会議員 加藤憲彦、賛成者 舟形町議会議員 奥山謙三、賛成者 同上 佐藤広幸、賛成者 同上 斎藤好彦、賛成者 同上 佐藤勇。提案理由 議会活動に対する町民の要望は年々高まってきており、特に議会活動の周知を目的とする議会広報の役割は重要となっている。町民の要望に応えられる議会広報の調査を行いながら、より充実した編集内容とするため提案するものである。舟形町議会広報特別委員会の設置について (案)。次のとおり、舟形町議会広報特別委員会を設置するものとする。記 1. 名称 舟形町議会広報編集特別委員会。2. 設置の根拠 地方自治法第 110 条並びに委員会条例第 5 条及び会議規則第 69 条による設置とする。3. 目的 住民に対する議会活動の周知徹底の重要性に鑑み、議会広報発行のために十分な調査と調整を行うなど、その対策に万全を期するものとする。4. 委員の定数 議長を除く 5 名の議員。5. 期間 平成 25 年 5 月 1 日～平成 27 年 4 月 30 日まで。以上です。

議長： 只今朗読した通り、舟形町議会広報編集特別委員会の設置について議題と致します。

質疑ありませんか。

(無しの声)

質疑無しと認めます。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。よって、発議第6号を採決致します。

お諮りします。発議第6号を原案の通り可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって、発議第6号 舟形町議会広報編集特別委員会の設置については、原案の通り可決致しました。

お諮りします。只今設置されました、舟形町議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思えます。舟形町議会広報編集特別委員会委員に、加藤憲彦君、佐藤広幸君、斎藤好彦君、奥山謙三君、佐藤勇君、以上5名を指名します。

ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。よって、只今指名した諸君を、舟形町議会広報編集特別委員会委員に選任することに決定しました。それでは、ここで議会広報編集特別委員会の正副委員長の互選のため休憩し、議会広報編集特別委員会を収集します。

休憩します。(15:12)

事務局：事務局から申し上げます。議会広報編集特別委員会は第2応接室の方でお願いします。

議長：休憩前に復し会議を再開します。(15:20)

先程、議会広報編集特別委員会から委員長及び副委員長について報告がありましたので、私の方から報告致します。委員長に佐藤広幸君、副委員長に佐藤勇君です。以上、議会広報編集特別委員会委員長並びに副委員長が互選により決まりました。報告を終わります。

日程第10

議長： 日程第10 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。最上広域市町村圏事務組合議会は、組合規則第5条第1項の規定により、町村議会の議長と議員の中から選任された議員1名をもって組織されております。そのため、議長を除く議員の中から1名について選挙となります。

お諮り致します。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮り致します。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。従って、議長が指名することに決定しました。

大場清之君を指名します。お諮りします。大場清之君を最上広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。よって、大場清之君を最上広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と決定しました。

日程第11

議長： 日程第11 町長あいさつ。ここで町長のご挨拶を受けたいと思えます。

町長： それでは、一言ご挨拶を申し上げたいと思えます。本日は、平成25年第3回舟形町議会臨時会を収集しましたところ、何かと公私共にご多忙のところ、全議員のご出席を賜りまして、心から厚く御礼申し上げます。

さて、只今は、本議会におきまして、新しい議会の構成が行われました。議長に再任されました信夫正雄議長さん、副議長に就任されました加藤憲彦副議長さんをはじめ、それぞれの常任委員長さん、並びに各常任委員の皆さん、そして、それぞれの領域の委員の皆さんに心から祝福お祝いを申し上げたいと思えます。今後とも、舟形町発展のため、益々の活躍を心からご期待申し上げます。

さて、3年続きの豪雪の影響なのか連休に入っても寒い日が続いております。寒さの影響を受けて、桜の開花時期も例年より遅れているようでありまして。中山間期待の融雪も徐々に進行しているようでありまして、融雪の遅れが春作業のハシュウや定植の遅れに繋がり、収穫に大きな影響を及ぼし兼ねませんので、今後、晴天の日々が続くことを願っております。

町内4つの小学校が、新舟形小学校に統合し、4月9日に開校式が行われ、翌日の10日には新舟形小学校第1回入学式が執り行われました。新入学児童が43名、全児童数265名で新たな希望に燃え、元気よく船出することが出来ました。これまで、統合に向けご尽力を頂きました多くの関係者の皆さんに心から感謝と御礼を申し上げます。教職員の皆さん、保護者の皆さん、そして地域の皆さんと力を合わせて日本の学校を作り上げて行くため、これからも全力で支援して参りたいと思います。

舟形若あゆ温泉からの景観が、高く評価され、山形県景観審議会から景観資産としてこの度指定されました。4月25日、県庁において岡県土整備部長から眺望景観資産の指定書とプレートの授与がありました。舟形若あゆ温泉からの山河と里の眺めが素晴らしく、特に月山、葉山、熊ノ岳など県内の名山や眼下を流れる清流小国川など、舟形町の豊かで恵まれた自然環境を、県内外に大きくアピールするものとなりました。今回の指定を契機にして、若あゆ温泉の誘客に弾みが付くことを期待したいと思います。

中国で発症しました、鳥インフルエンザが猛威を揮っております。中国国内では多数の死亡者が確認されるなど、原因究明と感染の対策に国を上げて取り組んでおります。国内の企業も多数中国に進出しており、企業関係者の往来や中国への旅行者などで何時国内で発症しても不思議では無い状況にあります。昨年の4月27日、国会において、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されております。町民の生命、健康を保護する観点から、国の指導に基づきまして、県と連携して、鳥インフルエンザ対策に取り組んで参りたいと思います。

さて、本日、本会議にご提案申し上げます案件、条例の一部改正の専決処分の承認2件、平成24年度一般会計予算繰越明許費の報告1件、人事案件1件、以上4件をご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜ります様に宜しくお願い申し上げます。

日程第12

議長： 日程第12 承認第1号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について議題と致します。説明をお願いします。

税務福祉課長： それでは、議案書の4頁をお開き下さい。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、次のとおり舟形町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので承認を求めます。平成25年5月1日提出。舟形町長 奥山知雄。

5頁の上段になります。処分第1号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり舟形町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、専決処分する。平成25年3月31日専決。舟形町長 奥山知雄。9頁になります。提案理由です。地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、舟形町税条例の一部を緊急に改正する必要があったので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第3項の規定により承認を求めると提案するものです。以上でございます。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（無しの声）

質疑無しと認めます。討論ありませんか。

（無しの声）

討論無しと認めます。

よって、承認第1号を採決します。お諮りします。承認第1号を原案の通り決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。よって、承認第1号は原案の通り承認されました。

日程第13

議長： 日程第13 承認第2号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について議題と致します。提案理由の説明を求めます。

税務福祉課長： 議案書10頁をお開き下さい。

題名の後の文章になります。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、次のとおり舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので承認を求めます。

11頁表題になります。処分第2号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、次のとおり舟形町

国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、専決処分する。平成25年3月31日専決。舟形町長。12頁の下段の方の提案理由を朗読します。地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、舟形町国民健康保険税条例の一部改正が必要なため専決処分したので承認を求めるため提案するものである。以上でございます。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（無しの声）

質疑無しと認めます。討論ありませんか。

（無しの声）

討論無しと認めます。

よって、承認第2号を採決します。お諮りします。承認第2号を原案の通り決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。よって、承認第2号は原案の通り承認されました。

日程第14

議長： 日程第14 報告第1号 平成24年度舟形町一般会計予算繰越明許繰越計算書の報告を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

総務課長： 議案書の13頁をお開き願いたいと思います。

報告第1号 平成24年度舟形町一般会計予算繰越明許繰越計算書の報告について。平成24年度舟形町一般会計予算繰越明許日繰越計算書を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。平成25年5月1日提出。舟形町長 奥山知雄。

次の頁14頁をお開き願いたいと思います。24年度から25年度に繰り越した事業名、額を申し上げたいと思います。款、項、事業名、そして翌年度繰り越しをしました金額を申し上げたいと思います。第6款農林水産業費 第1項農業費 農村災害対策事業360万円、同じく農業用河川工作物応急対策等事業500万円、若あゆ温泉等管理事業490万円、第2項林業費 森林整備促進・林業等再生事業910万円、第7款第1項商工費 縄文の女神商標登録事業繰り越した金額が565千円です。第11款災害復旧費第1項農林水産施設災害復旧費 林道施設災害復旧事業2,193万9,000円、第2項公共土木施設災害復旧費 公共土木施設災害復旧事業130万円、合計致しまして、平成24年度から平成25年度へ繰り越した金額の総額が4,640万4,000円となっております。以上、報告申し上げます。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（無しの声）

質疑無しと認めます。討論ありませんか。

（無しの声）

討論無しと認めます。

よって、報告第1号を採決します。お諮りします。報告第1号を原案の通り決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。よって、報告第1号は原案の通り承認されました。

ここで、5分程度休憩致します。（15:35）

議長： 会議を再開致します。（15:45）

ここでお諮りします。会議を1時間延長したいと思います。1時間延長することにご異議ありませんか。

（異議無しの声）

それでは1時間延長致します。

日程第15

議長： 日程第15 議案第39号 舟形町監査委員の選任を議題と致します。八鍬太君の除席を求めます。提案理由の説明を求めます。

町長： 議案第39号 舟形町監査委員の選任について。次の者を舟形町監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、同意を求める。平成25年5月1日提出。舟形町長 奥山知雄。記 1. 氏名 八鍬太。2. 住所 舟形町舟形2128番地23。3. 生年月日 昭和28年11月5日。この度、大場清之前監査委員が一身上の都合により退職することになります。その後任に上

記の経験豊富で、識見豊かな八鍬太さんを選任することについて、皆さんからのご同意をお願いするものであります。宜しくお願い致します。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

質疑無しと認めます。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。よって、議案第39号を採決します。お諮りします。議案第39号を原案の通り決定することに賛成の方は、挙手願います。挙手多数です。よって、議案第39号は原案の通り承認されました。八鍬太君の入場を許可します。

それではここで10分程度休憩致します。(15:48)

議長： それでは会議を再開致します。(16:08)

お諮り致します。日程についてお諮りしたいと思います。只今配布した通り、この議案を本日の日程に追加して審議したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。よって、追加日程とすることにします。

追加3日程第1

議長： 追加3日程第1 各常任委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題と致します。各常任委員長より閉会中の継続調査の申し出があります。初めに、総務振興常任委員長より説明を求めます。

総務振興常任委員長： 平成25年5月1日。舟形町議会議長 信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長 叶内富夫。閉会中の継続調査申出書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出します。記 1. 調査事項 委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。2. 具体的事項(目的) (1) 総務費に関する事務調査。(2) 農林水産費、商工費、土木費に関する事務調査。(3) 上下水道、集落排水事業に関する事務調査。(4) 災害対策本部設置時の調査事務。3. 調査方法 閉会中に委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて陳情等を行うと共に、他町村の状況を視察研修する。4. 期間 平成25年5月1日～平成27年4月30日。

議長： 只今説明がありました、叶内総務常任委員長の申出による、閉会中の継続調査について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

質疑無しと認めます。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。よって、総務振興常任委員会の閉会中の継続調査を採決します。

お諮りします。閉会中の継続調査を委員長申出の通り、決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって、総務振興常任委員会の閉会中の継続調査は、委員長申出の通り決定致しました。次に、野尻文教民生委員長より説明を求めます。

文教民生常任委員長： 平成25年5月1日。舟形町議会議長 信夫正雄様。文教民生常任委員会委員長 野尻益夫。閉会中の継続調査申出書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出します。記 1. 調査事項 委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。2. 具体的事項(目的) (1) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険に関する事務調査。(2) 民生費、衛生費に関する事務調査。(3) 教育費に関する事務調査。(4) 災害対策本部設置時の調査事務。3. 調査方法 閉会中に委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて陳情等を行うと共に、他町村の状況を視察研修する。4. 期間 平成25年5月1日～平成27年4月30日。

議長： 只今説明がありました、野尻文教民生常任委員長の申出による、閉会中の継続調査について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

質疑無しと認めます。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。よって、文教民生常任委員会の閉会中の継続調査を採決します。

お諮りします。閉会中の継続調査を委員長申出の通り、決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって、文教民生常任委員会の閉会中の継続調査は、委員長申出の通り決定致しました。

追加3日程第2

議長：追加3日程第2 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題と致します。八鍬議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査の申し出があります。議会運営委員長より説明を求めます。

議会運営委員長：平成25年5月1日。舟形町議会議長 信夫正雄様。議会運営委員会委員長 八鍬太。閉会中の継続調査申出書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出します。記 1. 調査事項 議会に関し、特に調査を必要とするもの。2. 具体的事項（目的）（1）議会運営に関すること。（2）議会の会議規則、委員会条例等に関すること。（3）議会の諮問に関すること。3. 調査方法 閉会中に委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて陳情等を行うと共に、他町村の状況を視察研修する。4. 期間 平成25年5月1日～平成27年4月30日。

議長：只今説明がありました、八鍬議会運営委員長の申出による、閉会中の継続調査について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（無しの声）

質疑無しと認めます。討論ありませんか。

（無しの声）

討論無しと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査を採決します。

お諮りします。閉会中の継続調査を委員長申出の通り、決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査は、委員長申出の通り決定致しました。

追加3日程第3

議長：追加3日程第3 議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題と致します。佐藤議会広報編集特別委員会委員長より閉会中の継続調査の申し出があります。佐藤議会広報編集特別委員会委員長より説明を求めます。

議会広報編集特別委員長：平成25年5月1日。舟形町議会議長 信夫正雄様。議会広報編集特別委員会委員長 佐藤広幸。閉会中の継続調査申出書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出します。記 1. 調査事項 議会広報編集に関し、特に調査を必要とするもの。2. 具体的事項（目的）（1）取材、資料収集に関すること。（2）編集、校正に関すること。（3）発行に関すること。3. 調査方法 閉会中に委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて陳情等を行うと共に、他町村の状況を視察研修する。4. 期間 平成25年5月1日～平成27年4月30日。

議長：只今説明がありました、佐藤議会広報編集特別委員長の申出による、閉会中の継続調査について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（無しの声）

質疑無しと認めます。討論ありませんか。

（無しの声）

討論無しと認めます。よって、佐藤議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査を採決します。

お諮りします。閉会中の継続調査を委員長申出の通り、決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって、議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査は、委員長申出の通り決定致しました。

日程第16

議長：日程第16 議員派遣の件を議題と致します。議員派遣の内容について、配布している資料の通りです。議員派遣の件について、ご異議ありませんか。

（異議無しの声）

ご異議無しと認めます。よって、議員の派遣については、原案の通り可決致しました。

それでは、本日の日程は全部終了致しました。以上を持ちまして会議を閉じます。平成25年第3回舟形町臨時会を閉会致します。長時間有難うございました。（16：21）